

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房副長官補室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

なお、組織改編があった場合は、移管先の組織にて採用いたします。

<u>職 種</u>	一般事務補助
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	令和４年７月１日から令和５年３月３１日まで ※ 採用日は相談のうえ、決定します。 ※ 採用後、１ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により更新することも可。
<u>資 格</u>	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel 等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 １ 日本国籍を有しない者 ２ 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ３ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
<u>就業時間</u>	８：３０～１７：１５ ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。 ※ 組織の業務の都合により、９：３０～１８：１５となる場合があります。
<u>休憩時間</u>	１２：００～１３：００までの６０分
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	８，３５０円～１０，２６０円／日（経験年数による） ※ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。 その他に賞与、通勤手当（月額５５，０００円以内）、住居手当（月額２８，０００円以内）、超過勤務手当あり。 雇用期間終了後、勤務成績等により更新した場合は昇給あり。

<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u> <u>休 暇</u>	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み 年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。） ※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。
<u>就業場所</u>	東京都千代田区
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。 ※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険、厚生年金保険は適用除外となります。
<u>仕事内容</u>	・一般事務の補助（パソコン入力、ワープロ・表計算等による文書の作成、コピー、資料整理等）
<u>採用人数</u>	若干名
<u>応募要領</u>	市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項及び志望動機（200字程度）メールアドレスなどの身上事項を記載の上、次のあて先まで郵送願います。

※履歴書の本人希望欄に「7月1日からの雇用を希望」と記載願います。

※応募書類は返却いたしません。当室にて責任を持って破棄いたします。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房副長官補室 人事担当

電話（03）5253-2111（内線82425）

<u>募集期限</u>	<u>令和4年6月14日（火）必着【厳守】</u>
<u>試 験</u>	1次選考 書類審査 2次選考 面接 ※応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。 ※書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方へのみ、2次選考の日時、場所をご連絡いたします。